

諏訪市の調達する製造の請負、物件の買入れ、賃貸借（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計、工事監理及びその他委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格

（競争入札参加資格の種類）

第1 一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）は、次の各号に掲げる契約の種類ごとに付与するものとする。

（1）製造の請負

（2）物件の買入れ、賃貸借

2 予算執行者は、特に必要がある時は、弾力的な競争参加を認めることができる。

（競争入札参加資格の申請に必要な要件）

第2 競争入札参加資格の申請をすることができる者は、次のいずれにも該当しない者でなければならない。

（1）競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げる者で、競争入札に参加することを停止された期間を経過していないもの

（3）前号に掲げる者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

（4）市税（諏訪市に納税義務のある者に限る）並びに都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（個人にあっては、市税（諏訪市に納税義務がある場合に限る。）及び個人の市町村民税（諏訪市以外に納税義務がある場合に限る。）並びに都道府県税並びに地方消費税を滞納している者）

（5）営業に関し、許可又は認可を必要とする場合においては、これを得ていない者

（6）諏訪市暴力団排除条例（平成24年長野県条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者

（7）労働保険、厚生年金保険又は健康保険に加入していない者（加入義務のない者を除く。）

（競争入札参加資格の審査）

第3 競争入札参加資格の審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

（1）競争入札参加資格の申請をする日（以下この項において「申請日」という。）の属する事業年度の前事業年度又は前々事業年度のいずれかの決算における売上高

（2）前号の売上高と同一の事業年度の決算における純資産の額

（3）申請日までの営業年数

（4）申請日における事業に従事する従業員の数

（5）第1号の売上高と同一の事業年度の決算における流動比率

（6）第1号の売上高と同一の事業年度の決算における製造設備の額（製造の請負の競争入札参加資格の審査を申請する者に限る。）

2 前項に基づく審査の基準等は、別に定める。